慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法三二〕単に人的抗弁を切断する目的でされた約束手形の裏書譲渡の効力 (東京地方昭和三四年一一月二四日判決)
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Yasuichirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1963
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.36, No.8 (1963. 8) ,p.77- 81
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19630815-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔商法　三二〕　単に人的抗弁を切断する目的でされた約束手形の裏書譲渡の効力

（東京地方昭和三四年一一月二四日判決　昭和三一年（ワ）第一〇三〇六号約束手形金請求事件　下級民集一〇巻一一号二四八六頁）

【判示事項】　手形債務者から対抗され得る人的抗弁事由をもつ者が単に抗弁を切断する目的で約束手形を裏書譲渡した場合、債務者は前者に対する抗弁を以て被裏書人に対抗し得るか

【参照条文】　手形法第七七条・同第一七条

【事実】　本件で問題となつている約束手形は、振出人Y_1（被告）、受取人Y_2（被告）、金額一五万円、振出日昭和三一年一〇月一〇日、満期同年一二月一〇日とする一通であつて、手形面上、Y_2からG・B・X（最終被裏書人・原告）に裏書が連続しているものであるが、判決が認めている本件約束手形の振出・裏書に関する事実は次の如きものである。

被告Y_1株式会社の代表取締役Aは、昭和三一年一〇月頃、T信用金庫の常務理事で、営業部長であつたBから、Y_1会社が振出した約束手形に、Bが裏書すれば、他から低利で割引くことができるといわれて、Aは本件約束手形を含む合計七通の約束手形にY_1会社を代表して振出人として署名捺印し、受取人欄を空白とし、それらをBの情婦であつたCに郵送した。Bはそれらのうち、三通をY_1に返還したが、本件約束手形を含む四通を返還せず、Cの債権者Dに対する弁済金支払のため、そのうち二通をDに譲渡した（しかしその二通は結局不渡となつた）。

Aは、Bから前記約束手形四通の割引の対価を取得することができなかつたので、本件約束手形については、満期日の翌日、被詐取を理由として支払を拒絶し、次いでBおよびCに対し厳しくその返還を要求したところ、CはAに対し、右約束手形四通を返還することと、もしその履行ができないときは、BおよびE（Cの番頭）が連帯保証人として責任を負うことを約束し、その旨の誓約書を差入れた。B、CおよびEは、右誓約書をAに差入れた後、間もなく姿をくらまし、Aに対し本件約束手形を返還しなかつた。

これより先、Y_2有限会社の代表取締役Fは、CおよびEから、Y_2が本件約束手形に裏書するならば他から割引いてやるといわれて、その裏書欄に記名捺印し、これをCおよびEに手渡した。

原告Xは本訴を提起し、被告両名に対し、手形金および利息の合同支払を請求した。被告らは答弁として請求棄却の判決をもとめ、被告Y_1は、同人が本件約束手形一通に、振出人として署名捺印したことは認めるが、Cは、Y_1が与えた補充権を濫用して、本件約束手

形に、受取人としてY_2を記入し、これを他に裏書譲渡し、Y_1に対し何等金融を与えなかつたものであり、Xはその事実を知り、Y_1を害することを知りながら本件約束手形を取得したものであるから、XのY_1に対する本訴請求は失当であると抗弁し、被告Y_2は、同人が本件約束手形を裏書譲渡したことを否認、さらに抗弁として、かりにY_2が本件約束手形を裏書譲渡したとしても、Y_2はBから、それによつて金融を受けることができるといわれたもので、それを信じて、Bに白地裏書によりこれを譲渡したところ、BはY_2に何等金融を与えなかつたものであり、Xはその事実を知り、Y_2を害することを知りながら、本件約束手形を取得したものであるから、XのY_2に対する本訴請求は失当であると述べた。

【判旨】　原告敗訴。

被告Y_1が、受取人欄を空白とした本件約束手形に、振出人として署名捺印したことは、Y_1の自白したところである。

被告Y_2が本件約束手形に裏書を為した事実については、Y_2の代表取締役Fは、昭和三一年一〇月頃、Bの妻と自称するCおよびその番頭Eから、Y_2が本件約束手形に裏書をするならば、他から割引いてやるといわれて、その裏書欄に記名捺印したことが推認せられる。

一方、証人Hは、昭和三一年一〇月一〇日（本件約束手形の振出日）頃、C・Eから、その手形割引を依頼されて、EをX方に同伴して紹介し、Eは同年同月一二日頃、Xの夫Iから、二ヶ月足らずの利息を差引いた金額を受領したと供述し、証人Iは、自分は、昭和三一年一〇月中、Eが本件約束手形を持参して、その割引を依頼したので、手形金額から利息を控除した残額をEに交付したと供述し、Xは、自分は、昭和三一年一〇月二五日、本件約束手形を持参したHに対し、それを割引いてやつたが、それは夫であるIがしたことであつて、その計算関係は全く知らないと供述し、以上の各供述のそこから判断すれば、Xが本件約束手形の割引を為したことは、甚だ疑わしいと謂わなければならない。

むしろ、B・Cは、被告両名から直接対抗せらるべき対価不交付の抗弁を、切断する目的を以て、Xをロボットとして、Xに裏書譲渡し、Xを本件約束手形の所持人として登場せしめたものと推断せざるを得ない。X自身が、「本件約束手形の裏書人G、自分への裏書人Bについて、何も知らぬ。被告両名についてのみ、銀行を通じて支払能力を調査した。本訴は、夫であるIの意思によつて提起したが、最終の被裏書人が自分であることは知らなかつた」と供述していることは、まさしく、この間の消息を如実に物語るものである。

かようなロボットは、手形債務者から、悪意の抗弁を以て直接対抗せらるべき前者と、法律上同一視せられなければならない。もし然らずとせんか、手形抗弁を対抗せらるべき手形所持人は、これをロボットに譲渡することによつて、その抗弁を切断し得るからである。

してみれば、被告等の悪意の抗弁は、結局において正当であるというべく、原告の本訴各請求は、いずれも失当である。

【評釈】　結論的に賛成。

本件においては、被告Y_1の振出および同Y_2の裏書については、問題がない。被告らはそれぞれ、そのことを抗争しているけれども、被告らがみずから、割引を受けることを目的として本件手形に署名あるいは記名捺印し、B・Cに交付していることを認めている以上、有効な手形行為がなされたことになる。

また、Y_1は、同人はBから自分が裏書をすれば他から低利で割引くことができるといわれて、本件手形を受取人欄白地のままでCに交付したものであるが、CはY_1から与えられた補充権を濫用して、受取人としてY_2を記入し、原告Xはそれについて悪意であつた旨の主張をもなしているようであるけれども、本件のような事情のもとで振出された受取人欄白地の白地手形においては、振出人は何人から金融を受けようとも手形振出の目的を達し得るのが通常であるから、振出人の与えた補充権の内容は、広汎なものであり、したがつて不当補充の問題にはあたらないと解するのが取引の実情に合するであろう。

ところで、本件手形は金融のために振出されたものであるが、Xの前者であるBに対しては、Y_1・Y_2ともに、対価不交付による抗弁権を有している。そこで、問題は先ず、Xが手形法第一七条但書にいう「債務者ヲ害スルコトヲ知リテ」本件手形を取得したものであるとする被告側の抗弁事由に対する判断に係つている。そして、本件判決は、被告らの悪意の抗弁の正当性を認め、Xの請求を棄却しているのである。右の結論は正しいと思うが、判決理由に関しては、疑問の点が多い。

手形法第一七条但書にいう「債務者ヲ害スルコトヲ知リテ」とは、前者に対する抗弁事由を知つてということと同意義と解してよいであろう。かりに、ここにいう害意が、通常の悪意に更に他の附加的要件を充たすことを必要とすると解しても、所持人が前者に対する債務者の抗弁事由について悪意であることは、少くとも、必要である。

しかるに、本件手形の最終被裏書人であるXは、判決によれば、前者すなわちBのロボットに過ぎざる者と認定されて居り、これはX自身は本件手形に関しては独立に何らの知識ももたないこと、すなわちXの善意を前提的に認めていることになると解される。何となれば、判決においては、「かようなロボットは、手形債務者から、悪意の抗弁を以て直接対抗せられるべき前者と、法律上同一視せられなければならない。もし然らずとせんか、手形抗弁を対抗せらるべき手形所持人は、これをロボットに譲渡することによつて、その抗弁を切断し得るからである」と述べているのである。それゆえ、右の限りにおいては、Xが債務者たるY_1・Y_2を害することを知つて本件手形を取得した者であるとすることはできない筈である。

判決は、Xは、Bと「法律上同一視」せられなければならないといつている。「法律上同一視」するということの意味は、必ずしも明らかでないが、Xは本訴を、夫であるIの意思によつて提起しているのであつて、判決を読んだ限りでは、XがIの影武者として本件手形関係に登場していることを以てXが（Bではなくて）Iのロボットに過ぎないと認めるのであれば、悪意の抗弁を認めることに

つき納得がし易いように思われる。その場合に、かりにBとIとの間に共謀関係が認められれば、Y_1およびY_2はI自身が所持人として請求をなしても悪意の抗弁を以て対抗し得るのであり、そのためにIがXをロボットとして自分の代りに所持人として登場せしめているのであれば、まさにXとIとは法律規制の面で同一の取扱いを受けて然るべきものであって、Y_1・Y_2はXに対しても悪意の抗弁を以て対抗し得ると判断さるべきであろう。いうまでもなく、この点はあくまでも事実認定の問題であるが、右の如き事情を想定しない限り、Y_1・Y_2のXに対する「悪意の抗弁」は成り立ち得ないと思う。

判決は、Xが本件約束手形の割引を為したことは、甚だ疑わしいとし、「B・Cは、被告両名から直接対抗せらるべき対価不交付の抗弁を切断する目的を以て、原告をロボットとして、原告に裏書譲渡し、原告を本件約束手形の所持人として登場せしめたものと、推断せざるを得ぬ」としているのであるが、このような、対価の授受もなく、ただ単に手形の所持人としての地位を与えるための裏書譲渡は、とりも直さずそこに取立委任の合意があり、いわゆる隠れたる取立委任裏書としての実質を備えるものと解し得るのではなかろうか。所持人が自己の一身より生ずる抗弁を切断することを目的とすることは、隠れたる取立委任裏書が行われる主たる理由の一つである（伊沢「手形法小切手法」三九八頁）。

いわゆる隠れたる取立委任裏書の法的性質については、周知の如く、資格授与説と信託的譲渡説との主たる対立があるが、近時のわが国の通説的見解は、後者の信託的譲渡説であるといい得る（伊沢・前掲四〇〇頁、鈴木・「手形法小切手法」二七〇頁、田中（誠）・同一七〇頁）。また、最近の最高裁判所の判決も、「手形行為の効力は、原則として、当事者の具体的意思如何にかかわらず行為の外形に従つて解釈せらるべきであるから、隠れたる取立委任裏書の場合にあつても、手形上の権利は、通常の裏書におけると同様裏書人から被裏書人に移転し、取立委任の合意は単に当事者間の人的抗弁事由となるに止まるものと解す」べきであるとしている（最判・昭三一・二・二七民集一〇巻二七頁）。

しかしながら、一方、最近の下級審の判例の中には、外形よりも行為の実体を重視して、「隠れたる取立委任裏書も通常の取立委任裏書と同様単に手形金の取立権能を移転する効力を有するに過ぎないと解すべきである」とし、資格授与説の立場に立つものがある（甲府地判・昭三一・一〇・二四判例時報一一四号四一頁・判批—河本・判例評論一〇号一六頁）。右の判決は、強迫によつて手形が振出されたものであるという債務者の裏書人に対する抗弁が、隠れたる取立委任裏書の被裏書人たる所持人に対抗し得るとすることを結論的判断とするものである（手形法第一八条二項参照）。たしかに、人的抗弁の対抗の点では、資格授与説の方がスムーズに行くといえる。本件判決が、Xの如き者は、手形債務者から悪意の抗弁を以て直接対抗せらるべき前者と、「法律上同一視」せられなければならないとしているのは、外形よりも実体を重視しているものであり、根底において、隠れたる取立委任裏書についての資格授与説と同じ考え方に立つものといい得よう。

ただし、信託的譲渡説においても、そもそも人的抗弁の切断という制度が、経済的取得者を保護することを目的とするものであるか

ら、信託的譲受人たる所持人は独立の経済的利益を有せず、従つて、人的抗弁切断の保護を受けうる根拠を欠くために、裏書人に対する抗弁を以て対抗され得ることとなるとされている（鈴木・前掲一七一頁（但し、附記参照）。この昭三七・五・三〇判例時報三一五号三〇頁）。ことを明言する最近の判例として、東高判）。

本件判決においては、被告らの悪意の抗弁の正当性が認められているが、隠れたる取立委任裏書の被裏書人に対しては、債務者は裏書人に対する抗弁を以て直接に対抗し得るものであり、Bに対する被告らの抗弁は対価不交付の抗弁であつて、悪意の抗弁ではない。信託的譲渡説の一部には、かかる場合には、取立委任関係の存在自体が「悪意の抗弁」を成立せしめるものと見ることができるとする学説もあるが（田中（耕）「手形法小切手法概論」三八〇頁、田中（誠）・前掲一七〇頁）、本件判決はXをBと法律上同一視しているのであるから、Y_1およびY_2は、Bに対する対価不交付の抗弁を以て、Xに対し直接に対抗し得るものとせねばならぬ筈であろう。

（倉沢康一郎）

【附記】 鈴木教授は最近の論稿（「隠れた取立委任裏書と人的抗弁」——商法演習Ⅲ所収）において、隠れた取立委任裏書にあつては、第三者に対する関係において権利移転が生ずるに過ぎぬとされる。そして、人的抗弁については、手形債務者は取立委任関係（すなわち当事者間では権利移転が生じていないこと）の存在をあばいて、裏書人に対する抗弁をもつて直接に被裏書人に対抗し得る、とする（同書二三九頁）。この立場では、債務者が裏書人・被裏書人間の取立委任関係をあばいて権利移転を否認し、しかもなんらの抗弁事由も存しない場合に、被裏書人が権利を行使できるのは単なる資格にもとづくことになる。注目すべき改説である。

〔最高裁民訴事例研究五〕

昭三七9（最高民集一六巻四号九一三頁）

原告代理人である弁護士が参加人代理人として民訴第七三条による参加申立をした場合につき弁護士法第二五条第一号に違反しないとされた事例

建物収去土地明渡請求事件（昭三七・四・二〇第二小法廷判決）

原告X_1（反訴被告・被控訴人・被上告人）は、某所に宅地を所有していたが、被告Y_1（反訴原告・控訴人・上告人）は、右宅地の甲部分に第一号・第二号の建物を所有し、第一号に住み、被告Y_2を同居させ、その敷地を占有、被告Y_3は第二号に居住しその敷地を占有、被告Y_4は乙部分に建物を所有しその敷地を占有しているが、それらはいずれも不法占有であることを理由に、建物収去土地明渡の訴が